

○ 平成12年(2000年)

国による地域リハビリテーション支援体制整備推進事業が開始(平成18年3月で終了。その後、都は、単独事業として事業を継続)

○ 平成13年(2001年)

区東部に地域リハビリテーション支援センター(以下「地リハ」という。)を設置

○ 平成18年(2006年)

島しょ地域を除く全ての二次保健医療圏で地リハを設置し、事業を実施

○ 平成23年(2011年)

介護保険制度の創設以降、福祉施設等における維持期リハビリテーションとの連携・支援の重要性の高まりを踏まえ、ケアマネジャーに対するリハの知識・技術等に関する研修の実施など、介護リハの利用促進を図るための取組を地リハの新たな業務として追加

○ 平成24年(2012年)

介護保険法において、「地域包括ケア」に係る理念規定が盛り込まれ、地域リハビリテーションの重要が高まる

○ 平成25年(2013年)

一般介護予防事業の1つとして、新しい総合事業の中の介護予防機能を強化するために、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する事業として「地域リハビリテーション活動支援事業」が打ち出され、リハビリテーション専門職が、地域のニーズに対応した活動が展開

○ 平成28年(2016年)

厚生労働省が地域共生社会という新しい地域福祉の概念を公表し、その実現に向けた取組が始まる。

○ 令和3年(2021年)

「地域リハビリテーション推進のための指針」(平成18年3月)の改定

【平成18年3月版】

○地域リハビリテーションは、高齢者の様々な状況に応じたリハビリテーションが、適切かつ円滑に提供される体制の整備を図るもの

【令和3年5月版】

○地域リハビリテーション支援体制は、地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図るもの

地域リハビリテーションの定義・考え方について

地域リハビリテーションの定義(日本リハビリテーション病院・施設協会)

- 地域リハビリテーションは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。

地域リハビリテーションの活動指針(日本リハビリテーション病院・施設協会)

- 地域リハビリテーションは、障害のある全ての人々や高齢者にリハビリテーションが適切に提供され、インクルーシブ社会を創生することを目標とする。

地域リハビリテーション推進のための指針(厚生労働省)

- 地域リハビリテーションは、活力ある超高齢社会の実現や高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組の推進にとって重要であることから、都道府県が行う地域リハビリテーション推進のための事業及び脳卒中情報システムの整備・活用により、地域における介護予防の効果的、効率的な実施に資することを目的とする。
- 高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進するためには、脳卒中や骨折等による障害発生時においては、急性期リハビリテーション及びその後の回復期リハビリテーション、また、病状安定期にある場合や廃用症候群に対しては、生活期リハビリテーションと言うように、高齢者それぞれの状態に応じた適時・適切なリハビリテーションが提供されることが必要である。

さらに、高齢者等が、閉じこもり状態となり、老化に伴う心身機能の低下とあわせて寝たきり状態となることを予防し、住み慣れた地域において、生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の関係者のみならず、ボランティア等の地域における住民が参画して行う、いわゆる地域リハビリテーションが適切に行われることも重要である。

地域リハビリテーション支援体制は、地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図るものである。

地域包括ケアについて

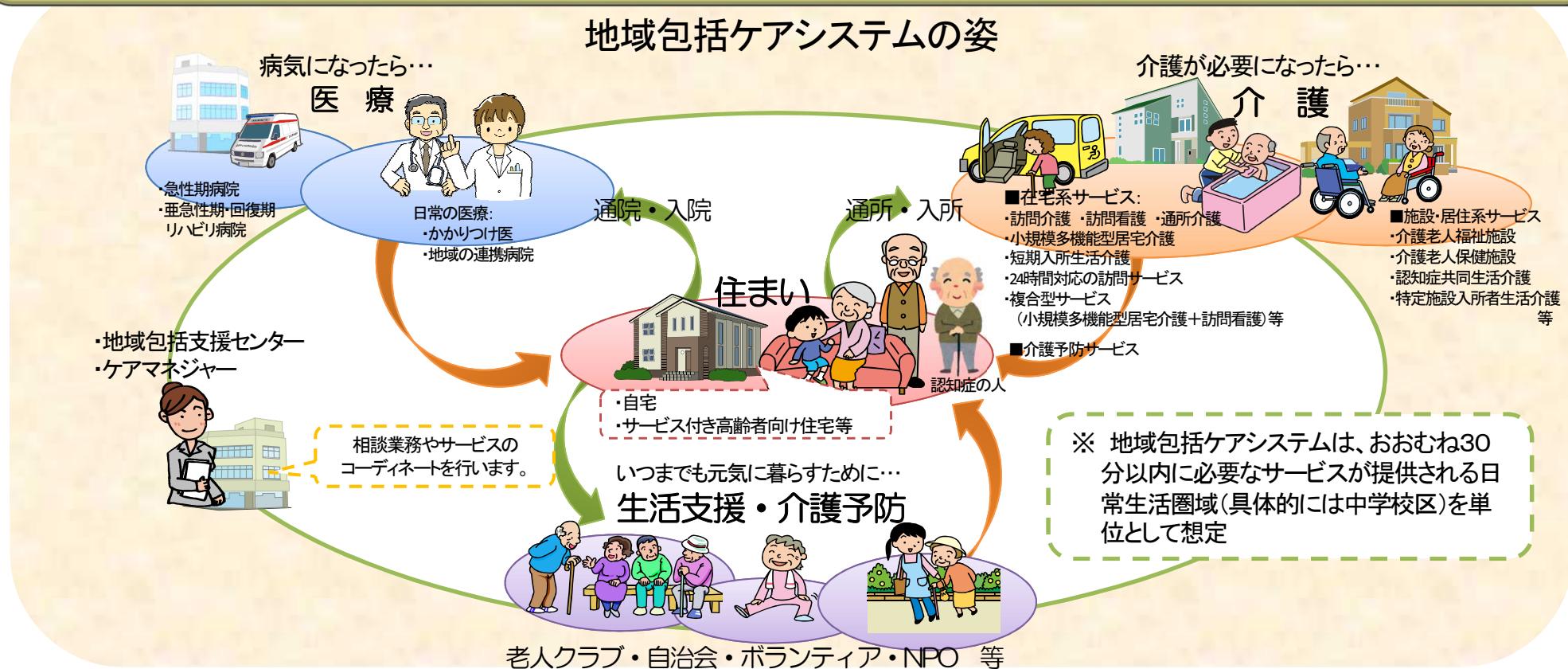
- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



地域リハビリテーション支援センターの事業内容の見直しについて

地域リハビリテーション支援センターの事業内容(必須項目と選択項目の見直し)

- 地域包括ケアシステムの構築かつ区市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化を図るための取組
- 地域の実情に応じた災害時リハビリテーション支援体制の構築を推進するため、災害時リハ支援体制の取組
- 選択項目は、地リハセンターが地域の実情に応じて、独自に取り組む事項として一本化

現在の事業内容	
必須項目	(1)理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のリハビリテーション技術等の底上げを図るとともに、かかりつけ医へリハビリテーションに係る知識・技術情報を提供することにより、区市町村の在宅リハビリテーション支援事業等を支援すること。
	(2)ケアマネジャーとのリハビリテーションに係る意見交換の場を提供するとともに、ケアマネジャーに対してリハビリテーションの知識・技術等に関する研修を実施することにより、訪問・通所リハビリテーションの利用促進を図ること。
	(3)地域のリハビリテーション施設、自治体、関係団体等の参画による連絡会を開催し、地域リハビリテーションに関する課題等について意見交換し、情報共有を図り、地域リハビリテーションに係るシステム化を推進すること。
選択項目	(1)区市町村が医療保健政策区市町村包括補助事業を利用して実施する取組を支援すること。
	(2)脳卒中を発症した患者を各期の適切なリハビリテーション医療につなげる体制作りを目指す「脳卒中医療連携推進事業」の取組を支援すること。
	(3)地域で高次脳機能障害者の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供する体制作りを目指す「専門的リハビリテーションの充実事業」の取組を支援すること。
	(4)次に掲げる急性期・回復期リハビリテーションの人材育成支援で、上記く必須項目＞以外の事業内容のうち、各地域において特にニーズの高いものについては、課題設定を的確に行った上で、実施することができる。 ア 地域のリハビリテーション従事者の研修、援助 イ 直接地域住民と接する相談機関の支援 ウ 福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援 エ 地域の関係団体の支援 オ 連絡会、事例検討会の実施 カ その他、地域のリハビリテーションの推進に必要な事業



見直し後の事業内容(案)	
必須項目	(1)連絡協議会(区市町村単位)の開催
	(2)リハビリテーション関係者への地域包括ケア推進にかかわる支援、地域支援事業の支援
	(3)リハビリテーション専門職、関係機関との連携強化
	(4)多様なリハビリテーションのニーズに対する適切なリハビリテーション提供体制の整備
	(5)リハビリテーションに関与する人材の育成・確保
	(6)障害者への相談・支援
	(7)地域住民や関係者に対するリハビリテーションの啓発
	(8)区市町村における災害時リハビリテーション支援体制の整備や調整
選択項目	(9)その他、地域の実情を踏まえ、実施が必要と認められる取組

地域リハビリテーション支援センター(幹事・ブランチ)の主な役割

- 地リハセンターは、圏域内区市町村の支援を通して、地域包括ケアの目標である共生社会、地域リハビリテーションの理念である包摂社会づくりを目指す活動の実践を担う。

1 連絡協議会（区市町村単位の開催）

地域包括ケアシステムの構築に向けたリハビリテーション活動の方向性の協議、関係機関の調整、研修会の企画運営等

※保健・医療・福祉・教育・職業など様々な分野の参画。市区町村の地域包括ケア部局の参画

2 リハビリテーション関係者への地域包括ケア推進にかかわる支援、地域支援事業の支援

- ・ 市区町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業に対する技術的助言や支援
- ・ 通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与の促進
※リハビリテーション専門職の派遣・支援体制の整備
- ・ 資源の把握や活用、課題解決、自立支援型のケア会議等への支援

3 リハビリテーション専門職、関係機関との連携強化

- ・ 医療や介護のみならず保健、障害福祉、教育、職業など様々な機関や家族、当事者団体等とのネットワークの構築と連携の促進により、総合的なリハビリテーションの提供体制を整備
- ・ リハビリテーション専門職のネットワーク作りを推進し、介護予防・日常生活支援総合事業等への支援体制を充実

地域リハビリテーション支援センター(幹事・ブランチ)の主な役割

4 多様なリハビリテーションのニーズに対する適切なリハビリテーション提供体制の整備

高齢化に伴うニーズの増大と多様化に対応していくため、認知症や呼吸器、循環器疾患、がんなどに対するリハビリテーションに加え、高次脳機能障害や神経難病などに対するリハビリテーションが適切に提供できるよう、研修機会を充実

5 リハビリテーションに関与する人材の育成・確保

- ・ 保健・医療・福祉・職業・教育等様々な分野の多職種が、リハビリテーションの共通理解ができ、多職種協働でリハビリテーションの推進が図れるよう、関係団体との連携のもとで人材育成を推進
- ・ 行政職員、リハビリテーション実施機関、介護福祉施設・事業所等の従事者に対する研修会の開催

6 障害者への相談・支援

高次脳機能障害や就労等の障害者支援を行う。また、そのための、障害者相談支援センターや区市町村とのネットワークの構築

7 地域住民や関係者に対するリハビリテーションの啓発

地域住民自らが活動や参加に向けてリハビリテーションが取り組めるよう、保健、医療、福祉、教育、職業等に係るリハビリテーションの講演会の開催、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等を通じて啓発

8 区市町村における災害時リハビリテーション支援体制の整備や調整

都の災害時リハビリテーション支援体制に協力するほか、区市町村と連携し、地域の実情に応じた支援活動を検討

東京都地域リハビリテーション支援センター(仮称)の主な役割

○ 地域リハビリテーションを推進するための都における中核的な拠点としての役割を担う

1 関係機関との連絡調整

東京都リハビリテーション協議会と協働して都全体の地域リハビリテーション支援体制が構築できるよう推進本部の機能を担う。
関係機関との連携を密に行い、必要な連絡調整や様々な活動を通して良好な関係を構築し、事業を推進する。

2 リハビリテーション資源の調査・情報収集

リハビリテーションの実施及び関係機関との連携に資するため、地域におけるリハビリテーションの実施体制等に関する調査の実施や、地域リハビリテーション支援体制の進捗状況等に関する評価や分析を行う。

3 地域リハビリテーション支援センターの支援や調整

地リハに対する相談支援、特に、新たに設置するブランチは地域リハビリテーション体制整備に向けた活動経験が少ないこともあり、考え方や活動の手順を支援することが必要。また、各々の地リハとの調整の役割も担う。

4 人材育成プログラムの開発、効果的な研修体制の構築、全都的な研修会の開催

地域リハビリテーション支援体制の構築には、多くの職種のかかわりと市民の参画も必要となる。地域包括ケアシステム推進に向けたかかわりとして、地域リハビリテーション活動支援事業への支援については、リハビリテーション専門職の育成が重要。

5 災害時におけるリハビリテーション支援体制に関する取組

都道府県単位で構成する地域JRAT等の機関とも連携し、災害時リハビリテーション支援体制の整備や調整等の役割を担う。